

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	信号機（新設）	北泉通松ヶ崎6号線交差点	見通しも悪く危険。北泉通りの整備に伴い、交通量も増加。通学路でもあり、左京区役所の駐車車両が危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	実施しない	下鴨署管内（受付番号5）
2	交通安全施設	信号機（新設）	小栗栖街道小栗栖牛ヶ淵上る交差点	横断歩道があり、通学路となっているが、坂の上で運転者から見づらく徐行、停止しない。押ボタン式信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない	実施しない	山科署管内（受付番号8）
3	交通安全施設	信号機（新設）	寺町通広小路交差点	付近のマンションの住人は、交通量の多い寺町を横断しており危険。寺町通は河原町通の抜け道で交通量が多い。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	実施しない	上京署管内（受付番号14）
4	交通安全施設	信号機（新設）	国道162号清水町BS付近	通学路であるが、横断歩道に信号機がないので児童の横断には危険である。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施しない	実施しない	右京署管内（受付番号23）
5	交通安全施設	信号機（新設）	山陰街道阪急京都線西側道交差点	左折する車両が信号がないので、視覚障害者が横断に苦慮している。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施しない	実施しない	西京署管内（受付番号34）
6	交通安全施設	信号機（新設）	伏見向日線久我交差点西方約100m地点	府道は大型車両が多く、久我交差点から速度を落とさず通行している。見通しも悪く、通学路でもあり、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない	実施しない	向日町署管内（受付番号63）
7	交通安全施設	信号機（撤去）	岩倉上賀茂線妙満寺前交差点	以前は交通量の多い交差点であったが、幡枝葵森線が開通後減少した。青信号でも1台も通行しない。信号機の撤去要望	無	×	②	×	○	×	○	×	○	実施しない	実施しない	下鴨署管内（受付番号80）
8	交通安全施設	信号機（新設）	御陵緯22号線峰ヶ堂町3丁目BS前	住宅開発により高齢者の横断が増加。児童も横断のため遠回りしている。押しボタン式信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	×	実施しない	実施しない	西京署管内（受付番号109）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易	
9	交通安全施設	信号機（新設）	丸太町通京都広沢郵便局前	郵便局前には信号機がなく、隣の信号まで300mから200mと遠く高齢者には不便である。押ボタン式信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	右京署管内（受付番号134）
10	交通安全施設	信号機（新設）	下鴨静原大原線静市7号線交差点	カーブ付近の三差路で見通しが悪い。通行車両の速度も速く信号がないと横断できない。信号機の設置要望。	無	○		○	○	○	○	×	○	○	○	○	下鴨署管内（受付番号198）
11	交通安全施設	信号機（新設）	醍醐緯36号線小栗栖経3号線交差点	通学路、買い物道路であり、交通量も多い。横断歩道は橋の西側にしかなく、子供や高齢者の通行には大変危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	×	○	○	○	山科署管内（受付番号283）
12	交通安全施設	信号機（新設）	一橋緯14号線今熊野緯38号線交差点（夢の浮き橋）	小学校の通学路で約200名が通行している。同時に駐車場に入る車両やその他の車両が多く危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	×	×	○	×	○	○	○	東山署管内（受付番号236）
13	交通安全施設	信号機（撤去）	神宮道旧三条交差点	道路が狭い割に信号機の位置が高く気づきにくい。なれた者は点滅信号でも横断している。信号機の撤去要望	無	×	②	×	○	×	○	×	○	○	○	○	東山署管内（受付番号332）
14	交通安全施設	信号機（灯器改良）	東山区今熊野柳ノ森町東山剣道交差点	灯器の劣化により、西日等で視認性が悪いため、灯器の更新を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	東山署管内（受付番号112）
15	交通安全施設	信号機（視角制限灯器設置）	中京区壬生東櫛町御前高辻交差点	交差点手前から車両灯器が見えるため、スピードを上げて車が通行するので危険なため、従道路側の信号機に視角制限灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	○	中京署管内（受付番号29）
16	交通安全施設	信号機（歩行者灯器設置）	中京区壬生東土居ノ内町御前綾小路交差点	横断歩道はあるが、車両用の信号機しかなく児童が横断するのに危険であるため、歩行者灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	○	中京署管内（受付番号46）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入



府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
25	交通安全施設	信号機 (多現示化・移設)	右京区梅津段町 四条梅津段町交差点	交差点北詰が道路幅により、右折専用車線が新設されるが、右折車両が多いため、右折青矢の設置及び信号機柱の移設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号 50)
26	交通安全施設	信号機 (移設)	右京区西院小米町 四条西小路交差点	交差点内が広く、右左折する車両と横断歩行者の交錯が懸念されるため、交差点内を道路改良することから、信号機柱の移設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号 51)
27	交通安全施設	信号機 (移設)	右京区西京極池田町 花屋町西京極駅前交差点	歩道の中央に信号機柱が建柱されており、歩行の妨げになるため、信号機柱の移設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号 52)
28	交通安全施設	信号機 (文字板)	右京区嵯峨丸太町 新宮町 丸太町天竜寺ハイ ツ前交差点	二輪車用の押ボタン式信号機の文字板が退色しているため、文字板の交換を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号 135)
29	交通安全施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増設・移設)	右京区大秦荒木町 梅津街道荒木町交差点	交差点西側の市道が供用開始され十字型の交差点になるため、信号機柱の移設及び横断歩道、歩行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号 137)
30	交通安全施設	信号機 (多現示化)	右京区西京極佃田町 七条西小路交差点	従道路側南詰東西道路の信号現示が同一であり、車両が交錯する危険があるため、多現示化を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号 138)
31	交通安全施設	信号機 (移設)	南区久世中久世町 3丁目 国道171号中久世交差点	歩道の真ん中に信号機柱が建っていることから、歩行の妨げになるため、信号機柱の移設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号 161)
32	交通安全施設	信号機 (灯器改良)	南区上烏羽八王神町 旧千本通地藏前交差点	灯器の劣化により、西日等で視認性が悪いため、灯器の更新を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号 162)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易					
33	交通安全施設	信号機（移設）	南区上鳥羽鍋ヶ淵町向日町上鳥羽線旧千本交差点	歩道の真ん中に信号機柱が建っていることから、歩行の妨げになるため、信号機柱の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内（受付番号163）
34	交通安全施設	信号機（移設）	南区上鳥羽南村山町中山稲荷線旧千本交差点	通学路対策として、歩道幅が予定されているため、既存の信号機柱の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内（受付番号179）
35	交通安全施設	信号機（移設）	北区大宮上ノ岸町御園橋東詰交差点	御園橋の架け替えによる道路幅に伴い、信号機の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	北署管内（受付番号186）
36	交通安全施設	信号機（移設）	北区上賀茂馬ノ目町鞍馬街道柵野交差点前交差点	通学路であるが、現在の歩道幅は狭く、歩道部分を拡幅するため、信号機柱の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	北署管内（受付番号188）
37	交通安全施設	横断歩道	京都市右京区嵯峨地内	横断歩道の移設要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内（受付番号22）
38	交通安全施設	一時停止	京都市右京区山ノ内地内	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内（受付番号65）
39	交通安全施設	道路標識	京都市中京区錦堀川町663番地先	標識の移設・撤去要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下京署管内（受付番号111）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入